

南部町学校施設開放事業実施要綱

教育委員会告示第 1 号
令和 7 年 2 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、南部町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成 18 年南部町教育委員会規則第 28 号）に基づき、学校教育に支障のない範囲内で、地域住民のスポーツ・レクリエーション及び学習文化活動のために南部町立小学校及び中学校の施設等（以下「学校施設」という。）を開放し、地域住民が気軽に学べる環境づくりと地域に開かれた学校づくりに資することを目的として実施する学校施設開放事業（以下「施設開放事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第 2 条 この要綱に基づく施設開放事業の事業主体は、南部町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。

(実施期間)

第 3 条 この要綱に基づく施設開放事業の実施期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(対象施設)

第 4 条 事業の対象となる学校施設等（以下「開放指定校」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 南部町立福地小学校
- (2) 南部町立名川小学校
- (3) 南部町立南部小学校
- (4) 南部町立福地中学校
- (5) 南部町立名川中学校
- (6) 南部町立南部中学校
- (7) 旧南部町立福地小学校
- (8) 旧南部町立杉沢小学校
- (9) 旧南部町立剣吉小学校
- (10) 旧南部町立向小学校

- 2 施設開放事業として利用できる施設（以下「開放施設」という。）は、地域性及び学校施設等の現状を勘案し、教育委員会が別に定める。この場合において、前項第 1 号から第 6 号までの開放指定校については、教育委員会は当該学校の校長（以下「校長」という。）と開放施設について協議しなければならない。

(開放日時)

第 5 条 開放施設の開放日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び南部町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成 18 年南部町教育委員会規則第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号から第 6 号に規定する休業日（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。）とする。

- 2 開放施設の開放時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、学校や地域の実情を踏まえて、開放施設の開放日及び開放時間を別に定めることができる。

(費用負担)

第6条 施設開放事業の使用料は、無料とする。

(運営委員会)

第7条 施設開放事業の円滑かつ適正な運営を図るため、南部町学校施設開放事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

2 運営委員会の委員（以下「委員」という。）はおおむね8人をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が選任する。

- (1) 開放指定校の校長、教頭又は教職員
- (2) 南部町連合PTA会長
- (3) 南部町スポーツ推進委員会協議会長
- (4) その他、教育長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員会に、会長及び副会長を置き、第2項に該当する委員の中から互選する。

- (1) 会長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(運営委員会の所掌事務)

第8条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 施設開放事業の団体登録及び登録取消しに関すること。
- (2) 施設開放事業の利用受付及び運営事務に関すること。
- (3) 施設開放事業の利用団体と開放指定校との利用の調整に関すること。
- (4) 施設開放事業の地域住民への広報活動に関すること。
- (5) その他施設開放事業の運営に必要と思われる事項に関すること。

2 委員は、個人情報保護に十分留意し、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第9条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の選任後最初の会議は教育長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員（議長を除く）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第10条 会長は、緊急の必要があると認めた場合、その他やむを得ない場合には、議事の概要を記載した書面を回付して、その可否を問い、運営委員会の会議に代えることができる。

2 前項の場合において、前条の規定を準用する。ただし、「出席」は「書面」に読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第11条 会長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を徴すること及びその他必要な協力を求めることができる。

(事務の委任)

第 12 条 教育委員会は、施設開放事業に関する事務の一部を運営委員会に委任することができる。

- 2 前項の規定により事務の一部を委任した場合において、施設開放事業に関する事務の執行に伴い事故等が発生したときは、教育委員会がその責任を負うものとする。

(事務局)

第 13 条 運営委員会の事務局は、南部町教育委員会学務課に置く。

(利用登録団体)

第 14 条 開放施設を利用することができる者は、活動する団体の代表者が 18 歳以上で町内に在住し、かつ団体登録者が 5 人以上であり、その半数以上が町内に在住、在勤又は在学している団体とする。

- 2 開放施設を利用しようとする団体は、運営委員会に学校施設利用団体登録申請書（兼承認通知書）（様式 1）を提出し、登録を受けなければならない。
- 3 前項の規定により登録を受けた団体（以下「利用登録団体」という。）は、登録内容に変更があったとき、又は登録を廃止しようとするときは、その旨を運営委員会に届けなければならない。
- 4 運営委員会は、利用登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 虚偽の申請に基づき登録した事実が発見されたとき。
 - (2) 団体登録者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき、又は暴力団、暴力団関係者等に関与していると認められるとき。
 - (3) その他、利用登録団体として不適当と認めたとき。

(利用の手続き)

第 15 条 利用登録団体の代表者は、施設を利用しようとするときは、運営委員会に学校施設利用申込書（兼利用許可通知書）（様式 2）を提出し、利用の申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による利用の申請が他の利用登録団体と重複した場合にあっては、運営委員会が利用の調整を行うものとする。
- 3 利用できる施設は、1 団体につき 1 施設とし、複数の施設は利用できない。

(利用の許可)

第 16 条 開放施設を利用する団体は、運営委員会からの利用許可を受け、施設を利用することができる。

(許可の条件)

第 17 条 教育委員会は、利用の許可にあたり、次の条件を付することができる。

- (1) 利用時は、活動に従事する者の中から、18 歳以上の責任者を置くこと。
- (2) 開放時間を厳守すること。
- (3) 火気を使用しないこと（事前に教育委員会又は校長の承認を受けた場合を除く）。
- (4) 開放指定校の敷地内において喫煙し、若しくは飲酒し、又は酒気を帯びて利用しないこと。

- (5) 開放施設以外に立ち入らないこと。
- (6) 備品や消耗品などを、開放指定校敷地内に保管若しくは放置しないこと（事前に教育委員会又は校長の承認を受けた場合を除く）。
- (7) 開放施設の利用に際して、知り得た個人情報等を漏らしてはならないこと。
- (8) 火災やその他重大な事故が発生したときは、直ちに適切な措置を取るとともに、教育委員会及び学校に連絡すること。
- (9) 教育委員会から開放施設の利用について指示を受けたとき、又は資料の提出や報告を求められたときは、これに従うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、開放施設の利用について疑義が生じたときは、教育委員会及び学校と事前に協議し、その指示に従うこと。

（利用に係る意見）

第 18 条 開放指定校の校長は、学校管理及び学校経営上必要であると認めるときは、教育委員会、運営委員会又は利用登録団体に対し、意見を述べることができる。

（利用の中止等）

第 19 条 運営委員会及び開放指定校の校長は、この要綱及びその他指示に従わない利用登録団体に対し、利用の中止を求めることができる。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用登録団体に対し、施設の利用の中止又は禁止を命じることができる。
- 3 前項の規定による利用の中止又は禁止により当該利用登録団体が損害を受けることがあっても、教育委員会はその損害の賠償の責めを負わない。

（利用上の制限）

第 20 条 利用登録団体は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるような使用をすること。
- (2) 営利を目的とする事業その他これに類するものと認められるような使用をすること。
- (3) 特定の政党、政派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対すると認められるような使用をすること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になるような使用をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反するような使用をすること。

（損害賠償等）

第 21 条 利用登録団体は、開放施設の利用に際し、その責に帰すべき事由により教育委員会に損害を及ぼしたときは、速やかに原状回復をすることとし、その費用は利用登録団体の負担とする。

- 2 活動に必要な備品、道具等は、利用登録団体で用意することとする。ただし、学校教育に支障のない範囲で、教育委員会又は開放指定校の校長が許可したものは利用することとするが、利用者による破損又は故障が生じた場合は、過失があっても速やかに原状回復をすることとし、その費用は利用登録団体の負担とする。
- 3 開放施設の不備による場合を除き、利用におけるけが等の事故については各人が責任を負うものとする。

(施設利用の優先順位)

第 22 条 開放施設は、地域行事、地域活動及び選挙時の投票所等様々な利用がなされているため、これらの行事を最優先として、優先順位を次のとおりとする。

- (1) 学校教育及び学校教育の延長又は密接不可分と校長が認めるもの（学校行事、部活動、PTA、地域活動等）
- (2) 広く地域住民を対象とした公益的な活動（選挙、防災訓練等）
- (3) 定期利用団体による利用（施設開放事業）

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、施設開放事業の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の制定の際、現に教育委員会又は校長の許可を得て施設開放事業を利用している者は、令和 7 年 3 月 31 日まではこの要綱の相当規定により利用の許可を得たものとみなす。